

一般事業主行動計画(第1回)

株式会社 伊藤工作所

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1 技術職に占める女性従業員の割合を20%以上にする。

<対策>

- 従来男性社員だけが従事していた職務に女性社員も配置する。
- 更衣室等の女性専用施設を整備する。
- 技術部門のセミナー等、管理職登用に向けたキャリア研修を適宜実施する。

目標 2 新規採用に関し、女性の採用比率を向上させる。

<対策>

- 採用担当者に女性社員を配置し、女性応募者と女性ならではの直接対話ができるように考慮する。
- 技術系社員の採用に際し、女性の採用も考慮する。
- ホームページに女性社員のいきいきとした、職場の雰囲気写真を掲載する。